

## 救護活動参加の必要性について

○内菌紀人<sup>1)</sup>、小枝幸<sup>1)2)</sup>、吉田裕輝<sup>2)</sup>、小林喜之<sup>2)</sup>、松田康宏<sup>2)</sup>(<sup>1)</sup>日体柔整専門学校附属日体接骨院、<sup>2)</sup>日体柔整専門学校)

Key word: Rescue work, Fracture, Dislocation, Judo therapy

【背景・目的】柔道整復師の諸先輩方の話では、以前に比べて骨折や脱臼の来院患者数が減少したという。厚生労働省の療養費疾病別調査によると平成13年ではもともと少なかった骨折0.4%、脱臼0.1%という割合が平成26年には骨折0.1%、脱臼0.0%とさらに減少している。本校附属接骨院である日体接骨院においても平成15年に骨折5.6%、脱臼1.6%だった割合が平成26年には骨折4.1%、脱臼0.0%とこちらも減少していることが分かる(表1)。本来、柔道整復師の業務とは骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷に対してその回復を図る施術を業として行うものと記載されている。しかし日常業務のなかで骨折や脱臼に遭遇しないと古来より受け継がれてきた素晴らしい活法の技術をこれからの柔道整復師に伝えられない可能性があると思われる。その為にも多くの外傷に遭遇し、経験する必要があると考えた。また、外傷はスポーツ活動中に多く発生すると言われており、多くの外傷に遭遇し、適切な処置技術を養うためにはスポーツ現場に救護として参加することで機会が増えるのではと考えた。そこで今回は救護活動に参加することで厚生労働省の療養費疾病別調査と本校接骨院での救護活動における外傷割合を比較した。また、救護活動ではどのような外傷に遭遇するのかを検証し、救護活動参加に対する必要性について報告する。

表1 日体接骨院 療養費疾病別調査

平成15年	平成26年
骨折：5.6%	骨折：4.1%
脱臼：1.6%	脱臼：0.0%
捻挫：79.4%	捻挫：94.5%
打撲：13.5%	打撲：1.4%

【調査】今回は2011年から2017年のうち柔道救護(25回)について、その中で遭遇した外傷の種類、発生部位などを調査した。それに伴い日常業務と救護活動での骨折や脱臼の遭遇頻度の違いについて調査した。

【結果】傷病別では捻挫が最も多く、次いで打撲、脱臼の順であった。捻挫は61.4% (62例)、骨折が2.0% (2例)、脱臼は8.9% (9例)、骨折と脱臼を合わせると全体の10.9% (11例)であった。発生部位としては肘関節15.8% (16例)や肩関節15.8% (16例)、手指関節14.9% (15例)など比較的上肢帯の外傷が多い傾向となった。救護活動での骨折や脱臼の割合が全体の10.9%と厚生労働省の調査に比べ骨折や脱臼の割合が多くなる結果となった。(図1)

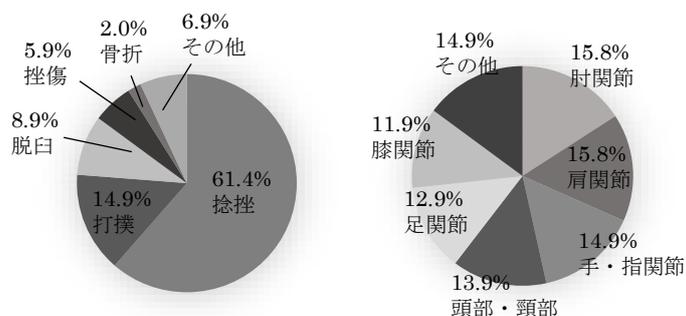


図1 日体接骨院 柔道救護 (右：傷病別 左：部位別)

【考察】厚生労働省の療養費疾病別調査では骨折や脱臼の割合は骨折0.1%、脱臼0.0%であり、今回の救護活動の調査では骨折2.0%、脱臼8.9%と厚生労働省の調査よりもはるかに多いことがわかる。救護活動では日常業務よりも骨折や脱臼などの急性外傷に遭遇しやすい場である。また在学中に学んだ知識、技術を実践できると同時に救護活動に参加することで本来の柔道整復術を体得し継続的な自己研鑽ができる場所の一つとして極めて重要であると思われる。救護活動では日常業務とは違い、限られた時間の中で応急処置を行う必要がある。また頭部外傷等の緊急を要する外傷に遭遇する可能性もあり、競技特性によっては的確な判断と対応が要求される事もある。調査結果より骨折や脱臼などの外傷割合が多いことから救護活動を通じて柔道整復師としての技術を研鑽することに繋がるのではないかと考える。我々は本来「ほねつぎ」と言われるように、柔道整復師として日常から外傷に対応する為の準備をしておき、より多くの外傷を経験し、応急処置を体得し技術を向上することが重要である。そのことが日常業務において来院された患者への対応にも繋がり、これまでに学んだ骨折や脱臼の判断や応急処置方法を活かすことができるのではないかと考える。そしてこのことが伝統医療である柔道整復術の伝承にも繋がる。古来より受け継がれてきた柔道整復術を未来の柔道整復師に伝えるための一つとして救護活動は大変重要であると考えられる。

【まとめ】以上のように日常業務で骨折や脱臼に遭遇することが減少している中で救護活動に参加することで骨折や脱臼、急性外傷に遭遇し、適切な処置を行う技術を養うことができる。また応急処置を体得し技術が向上することにより、日常業務においての患者の対応に繋がる。このように救護活動に参加することは大変必要性があるものだと考えられる。

【文献】1) 厚生労働省：柔道整復の施術に係る療養費に関する現状と課題 2) 全国柔道整復学校協会：関係法規改訂第2版